

岩手県企業局管理規程第3号

企業局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

岩手県企業局長 青木俊明

企業局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

企業局長が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成13年岩手県企業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
様式第1号（第3条関係）		様式第1号（第3条関係）	
[略]		[略]	
岩手県企業局長 様		岩手県企業局長 様	
住所又は居所		郵便番号 住所又は居所	
氏名		ふりがな 氏名	
連絡先（電話番号）		連絡先（電話番号）	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
開示の実施の方法	1 [略]	開示の実施の方法	1 [略]
	2 電磁的記録の場合 [略] <input type="checkbox"/> 複製物の交付（ 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 送付による交 付）		2 電磁的記録の場合 [略] <input type="checkbox"/> 複製物の交付（ 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 送付による交 付） <u>（複製物の区分</u> <u><input type="checkbox"/>フレキシブ ルディスクカー トリッジ（FD</u> <u>）</u> <input type="checkbox"/> 光ディスク <u>（CD-R）</u> <input type="checkbox"/> 光ディスクカー <u>トリッジ（MO）</u> <u><input type="checkbox"/>録音テープ</u> <u><input type="checkbox"/>ビデオテー プ）</u> [略]
	[略]		開示を <input type="checkbox"/> 行政情報セン ター <input type="checkbox"/> （ ）行

受けようとする窓口の名称

政情報サブセンター

() 行政情報サブセンター地域窓口

() 行政情報コーナー

その他の場所 (名称)

[略]	
-----	--

個人情報の本人の状況等（法定代理人又は遺族による請求の場合に記載）	[略]
本人の氏名	[略]

[略]

様式第2号（第12条関係）

[略]

岩手県企業局長 様

住所又は居所

氏名

連絡先（電話番号）

[略]

[略]	
個人情報の本人の状況等（法定代理人又は遺族による請求の場合に記載）	[略]
本人の氏名	[略]

[略]

様式第3号（第13条関係）

[略]

岩手県企業局長 様

住所又は居所

氏名

連絡先（電話番号）

個人情報の本人の状況等（法定代理人又は遺族による請求の場合に記載）	[略]
ふりがな	[略]
本人の氏名	[略]

[略]

様式第2号（第12条関係）

[略]

岩手県企業局長 様

郵便番号

住所又は居所

ふりがな

氏名

連絡先（電話番号）

[略]

[略]	
個人情報の本人の状況等（法定代理人又は遺族による請求の場合に記載）	[略]
ふりがな	[略]
本人の氏名	[略]

[略]

様式第3号（第13条関係）

[略]

岩手県企業局長 様

郵便番号

住所又は居所

ふりがな

氏名

連絡先（電話番号）

[略]

[略]	
個人情報の本人の状況等（法定代理人又は遺族による請求の場合に記載）	[略]
	本人の氏名
	[略]

[略]

様式第4号（第14条関係）

[略]

岩手県企業局長 様

住所又は居所

氏名

連絡先（電話番号）

[略]

[略]	
個人情報の本人の状況等（法定代理人又は遺族による申出の場合に記載）	[略]
	本人の氏名
	[略]

[略]

様式第5号（第15条関係）

[略]

岩手県企業局長 様

住所又は居所

氏名

連絡先（電話番号）

[略]

[略]	
個人情報の本人の状況等（法定代理人又は遺族による申出の場合に記載）	[略]
	本人の氏名
	[略]

[略]

[略]

[略]		
個人情報の本人の状況等（法定代理人又は遺族による請求の場合に記載）	[略]	
	ふりがな	
	本人の氏名	
	[略]	

[略]

様式第4号（第14条関係）

[略]

岩手県企業局長 様

郵便番号

住所又は居所

ふりがな

氏名

連絡先（電話番号）

[略]

[略]		
個人情報の本人の状況等（法定代理人又は遺族による申出の場合に記載）	[略]	
	ふりがな	
	本人の氏名	
	[略]	

[略]

様式第5号（第15条関係）

[略]

岩手県企業局長 様

郵便番号

住所又は居所

ふりがな

氏名

連絡先（電話番号）

[略]

[略]		
個人情報の本人の状況等（法定代理人又は遺族による申出の場合に記載）	[略]	
	ふりがな	
	本人の氏名	
	[略]	

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 この規程による改正後の企業局長が保有する個人情報の保護等に関する規程に定める様式は、この規程の施行の日以後に提出する請求書及び申出書について適用し、同日前に提出した請求書及び申出書については、なお従前の例による。
- 3 この規程による改正前の企業局長が保有する個人情報の保護等に関する規程に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。